

環境省設置法の一部を改正する法律案参照条文

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 環境省の設置（第二条）

第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三節 環境省の長（第五条）

第三章 環境省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第六条）

第二節 審議会等（第七条 第十条）

第三節 特別の機関（第十一条）

第四章 雑則（第十二条）

附則

（所掌事務）

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下この号において「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整並びに地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。

四 公害防止計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条第一項に規定する計画をいう。）の策定の指示及び同意に関すること。

- 五 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。）のうち同条に規定する全国計画の作成に關すること（環境の保全に關する基本的な政策に係るものに限る。）。
- 六 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律（平成四年法律第八八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制に關すること（貿易管理に關するものを除く。）。
- 七 南極地域の環境の保護に關すること。
- 八 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に關すること。
- 九 公害の防止のための規制に關すること。
- 十 公害に係る健康被害の補償及び予防に關すること。
- 十一 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に關する制度に關すること。
- 十二 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に關すること。
- 十三 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに關する事業の振興に關すること。
- 十四 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に關すること。
- 十五 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に關すること。
- 十六 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に關すること。
- 十七 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に關すること。
- 十八 自然環境の健全な利用のための活動の増進に關すること。
- 十九 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に規定する廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。）並びに清掃に關すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に關すること。
- 二十一 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に關する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に關する規制その他これに類するもの（ホ、又及びヲにあつては当該規制の実施、へにあつては当該整備に關する援助、チにあつては当該監視及び測定の実施、ルにあつては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあつては環境影響評価に關する審査）に關すること。
- イ 温室効果ガス（大氣を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制

ロ オゾン層の保護

- 八 海洋汚染の防止
- 二 工場における公害の防止のための組織の整備
- ホ 工場立地の規制
- ヘ 公害の防止のための施設及び設備の整備
- ト 下水道その他の施設による排水の処理
- チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定
- リ 森林及び緑地の保全
- 又 化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制
- ル 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進
- ヲ 農薬の登録及び使用の規制
- ワ 資源の再利用の促進
- カ 河川及び湖沼の保全
- ヨ 環境影響評価
- タ イからヨまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業
- 二十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十三 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき環境省に属させられた事務

#### 第四章 雑則

第十二条 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行わせるため、環境省にこれらの事務をつかさどる職員を置く。

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）

(報告及び検査)

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

(権限の委任)

第十三条の四 第十条の四、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)(抄)

(国に関する特例)

第五十六条 国の機関が行う行為については、第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号又は第二十四条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、

国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 国の機関は、第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項、第二十四条第六項若しくは第七項又は第二十六条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第二十六条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（権限の委任）

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（経過措置）

第三十条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）（抄）

(研究の推進等)

第二十四条 国は、騒音を発生する施設の改良のための研究、騒音の生活環境に及ぼす影響の研究その他騒音の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条 第五条の八）

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理（第六条 第六条の三）

第二節 一般廃棄物処理業（第七条 第七条の五）

第三節 一般廃棄物処理施設（第八条 第九条の七）

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例（第九条の八・第九条の九）

第五節 一般廃棄物の輸出（第十条）

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理（十一条 第十三条）

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター（第十三条の二 第十三条の十一）

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター（第十三条の十二 第十三条の十六）

第三節 産業廃棄物処理業（第十四条 第十四条の三の三）

第四節 特別管理産業廃棄物処理業（第十四条の四 第十四条の七）

第五節 産業廃棄物処理施設（第十五条 第十五条の四）

第六節 産業廃棄物の処理に係る特例（第十五条の四の二・第十五条の四の三）

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出（第十五条の四の四 第十五条の四の六）

第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五 第十五条の十六）

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十五条の十七 第十五条の十九）

第四章 雑則（第十六条 第二十四条の五）

第五章 罰則（第二十五条 第三十四条）

附則

（事務の区分）

第二十四条の四 第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の三において準用する第八条の五第四項、第十五条の二の五第一項、同条第三項において準用する第九条第三項から第五項まで、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（経過措置）

第二十四条の五 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百二十九号)(抄)

(研究の推進等)

第十六条 国及び都道府県は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去に関する技術並びにその汚染が農作物等に及ぼす影響について研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(事務の区分)

第十六条の二 第十一条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)(抄)

第四十三条 削除

(協議)

第四十四条 環境大臣は、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、立入制限地区、特別地区、野生動植物保護地区若しくは海中特別地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするとき、原生自然環境保全地域に関する保全計画若しくは自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更をしようとするとき、又は第二十五条第六項若しくは第二十七条第五項の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 環境大臣以外の国の機関は、保全事業を執行しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）（抄）

（環境大臣の指示）

第二十一条の二 環境大臣は、瀬戸内海又は第五条第一項に規定する区域の公共用水域における水質の汚濁による人の健康に係る被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、関係府県知事又は次条第一項の政令で定める市の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可に関する事務
- 二 第十一条の規定による命令に関する事務

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十二条 この法律の規定により府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを府県知事に通知しなければならない。

第二十三条 削除

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）

（主務大臣等）

第三十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令、第三十二条第二項の規定による報告の徴収若しくは第三十三条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の

徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

二 第二十二條の規定による命令、第二十七條第一項の規定による技術上の指針の公表、同條第二項若しくは第二十九條の規定による勧告、第三十條の規定による指導及び助言（第三種監視化学物質に係るものを除く。）、第三十二條第三項の規定による報告の徴収又は第三十三條第三項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

三 第三十條の規定による指導及び助言（第三種監視化学物質に係るものに限る。）に関しては、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの指導又は助言の対象となる者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第十九條第三項において準用する同條第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に関しては、第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

二 第十七條第二項の技術上の基準に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）

（権限の委任）

第五十五條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）

（国土交通大臣の権限の委任）

第二十三條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

第五十五条 削除

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）（抄）

（権限の委任）

第二十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（経過措置）

第二十六条 この法律の規定に基づき政令又は環境省令を制定し、又は改廃する場合には、その政令又は環境省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）（抄）

（経過措置）

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（事務の区分）

第二十二條 第十六條、第十七條及び第十八條第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（経過措置）

第三十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（適用除外）

第八十條 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であつて環境省令で定めるものについては、適用しない。

2 第三条第三項の規定は、前項の環境省令について準用する。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）（抄）

(主務大臣等)

第三十六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。